

一般計量証明事業(長さ、質量、面積、体積、熱量の計量証明を行う事業) 必要書類及び手数料一覧

申請区分・届出区分		手数料	申請様式・届出様式・証明書様式	添付書類	提出期限	
新規登録申請		53,800	計量証明事業登録申請書 〔計量法施行規則(様式第60)〕	①計量証明事業概要〔都様式〕 ②案内図及び平面図〔都様式〕 ③履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)又は住民票(個人) ④主任計量者試験合格証(写し)又は計量士登録証(写し) ※主任計量者又は計量士は、計量証明事業に係る計量管理を職務とし、計量証明事業の登録を受けようとする事業所に配置されている必要があります。 ⑤主任計量者・計量士の雇用関係を証する書面(在職証明書等) ⑥計量証明に使用する特定計量器が検定に合格していることを証する資料(銘板写真・作業完了報告書等) ※事業者自らが所有していない(共用・賃貸等)場合は、「計量証明に使用する設備の保管、検査及び整備等」について、申請者が責任を果たせる状態にあると確認できる書面等」の添付をお願いしています。	随時 ※手続き方法等の詳細は、下記までお問い合わせください。 申請から登録までの流れや、申請書類作成時の注意点等をご案内いたします。 【問い合わせ先】 東京都計量検定所 管理指導課 指導担当 電話：03-5617-6626 メール：S1122001@section.metro.tokyo.jp	
変更届出	住所	1,750	登録申請書記載事項変更届 〔計量法施行規則(様式第61)〕	①計量証明事業登録証(原本) ②履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)又は住民票(個人)	変更後遅滞なく ※書類の提出方法等は、「変更の手続き方法」をご覧ください。	
	氏名・名称	1,750		①計量証明事業登録証(原本) ②履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)又は住民票(個人)		
	代表者	無料		①履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)又は住民票(個人)		
	事業所の所在地	1,750		①計量証明事業登録証(原本) ②計量証明事業概要〔都様式〕 ③案内図及び平面図〔都様式〕 ④事業所の所在地変更を証する書面		
	計量証明設備 (計量証明に使用する計量器)	無料		①案内図及び平面図〔都様式〕 ②計量証明に使用する特定計量器が検定に合格していることを証する資料(銘板写真・作業完了報告書等)		
	主任計量者・計量士	無料		①主任計量者試験合格証(写し)又は計量士登録証(写し) ②主任計量者・計量士の雇用関係を証する書面(在職証明書等) ※主任計量者又は計量士は、計量証明事業に係る計量管理を職務とし、計量証明事業の登録を受けた事業所に配置されている必要があります。		
	事業譲渡・法人分割・相続による変更の場合は、上記のほか次の証明書と添付書類が必要です。					
	事業の全部を譲り受けた場合			事業譲渡証明書 〔計量法施行規則(様式第56)〕		①履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
	分割によって地位を承継した法人			事業承継証明書 〔計量法施行規則(様式第58の2)〕		①履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
	地位を承継した相続人で、2人以上の相続人の全員の同意により選定されたもの			事業承継同意証明書 〔計量法施行規則(様式第57)〕		①戸籍謄本
地位を承継した相続人で、前記の相続人以外のもの		相続証明書 〔計量法施行規則(様式第58)〕	①戸籍謄本			
再交付申請	1,750	登録証再交付申請書 〔計量法施行規則(様式第62)〕	①汚損の場合：計量証明事業登録証(原本) 紛失の場合：登録証を失った事実を記載した書面	随時 ※書類の提出方法等は、「登録証再交付の手続き方法」をご覧ください。		
事業廃止	無料	事業廃止届 〔計量法施行規則(様式第59)〕	①計量証明事業登録証(原本)	廃止後遅滞なく ※書類の提出方法等は、「事業廃止の手続き方法」をご覧ください。		
事業規程	新規届出	無料	事業規程届出書 〔計量法施行規則(様式第61の2)〕	①事業規程 ※事業規程で定めなければならない事項〔計量法第110条、計量法施行規則第43条〕 1 計量証明の対象となる分野に関する事項 2 計量証明を実施する組織に関する事項 3 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項 4 計量証明に使用する特定計量器その他器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項 5 計量証明に係る証明書(以下「計量証明書」という。)の発行に関する事項(計量証明書に法第110条の2第1項の標章を付す場合は、標章の取扱いに関する事項を含む。) 6 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項 7 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項 8 前各号に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項 ※計量証明書の記載事項〔計量法第110条の2、計量法施行規則第44条の2〕 1 計量証明書である旨の表記 2 計量証明書の発行番号及び発行年月日 3 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所 4 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号 5 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名 6 計量の対象 7 計量に使用した計量器 8 計量証明の結果 9 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地	登録後遅滞なく	
	変更届出	無料	事業規程変更届出書 〔計量法施行規則(様式第61の3)〕	①事業規程 ※変更部分だけでなく、事業規程一式の添付をお願いしています。	変更後遅滞なく ※書類の提出方法等は、「変更の手続き方法」をご覧ください。	